

## 第七 衛生

### 町の情態と衛生機關

衛生の部門は今宮町史に取り最も重大の關係を有して居る、それは百五十萬と稱する多數人口を有する大阪市の接續町村として、殊に大阪市自然の趨勢たる南方發展の第一門戸として、更に又土地の事情が悪疫の發生に適當せること等諸種の原因よりして勢ひ各般の衛生事業を繁多ならしむるに至つた。何分にも土地が卑濕で、降雨少しく續けば忽ち濁水氾濫し、道路を繁ぜざる所多き有様であるから、手数を要する上に、町の北東部には細民階級が過群生活を營んでゐるため、一たび悪疫侵入せば蔓延の憂ひは頗る多いと見ねばならぬ、而も他面に於いては衛生機關も亦進歩發達し、最近設立せる今宮公民病院及び塵芥焼却所の如きは、確かに全國に模範を示すものと稱して可い。若し夫れ町營屠場の如きに至つては、衛生を旨とし、新鮮な食肉を大阪市及び其の附近の住民に日々供給する外に、村の財政上最も大なる財源の一として、町を利益する所頗る多大なるものがある。之れ等を考へて見ると、衛生の部門は、町史の上に非常の光彩を放つものと稱しても決して過當でないことを確信する。以下項を分ちて之れを叙述する。

### 上 水 道

#### 上水配給の由來

大阪市の膨脹に伴ふ當然の結果として市の南部に接續してゐる當町は土地柄も比較的高燥で諸物價も割合に低廉であり、且交通上の利便は市の東西北の何れの郊外地よりも勝れてゐるので、接續町村の孰れよりも早くから有産階級者及月給生活者等の住宅及別荘地として好適地であつたのみでなく、市内下級労働者も亦年々歳々夥多しく移住して來て、大正四年頃には其戸數も非常に激増し、且逐年度會社工場の建設と人口稠密の度に正比例して、悪水が停滯して、從來飲料に供用した井水は漸次清澄を失ひ、不良惡化し、且臭氣を帯びて來て、終に飲料に供することが不可能になつた。

茲に於て當該理事者は當町公衆衛生保健の必要上、上水配給の必要に通られ、其の計畫目論見に着手し他方には水道委員を選任して大阪市内に接續する町村中現に配達給水を實施しつゝある町村に就て其の狀況を實地踏査して參考資料を蒐集せしめ、此等を町の財政状態に照して審議研究した結果、上水配給實行を決定したのである。

それで大正四年六月に大阪市に交渉して上水配給の承認を得たので、取り敢へず其當時當町にある府立職工學校へ配給してゐる鐵管から四四條ヶ辻筋の職工學校東空地へ鉛管を以て分岐引水するやう給水栓(一時栓)壹本を設置した、そして當町を十四區に區畫して壹區に壹臺の車と擔荷十四個(壹個約一斗)と壹人の配達夫を配置し、之れに監督者壹名を附けて有償切付制度とし、各戸に配達給水したので、聊か需要者に安堵を與へた次第である。

又一面豫て計畫してゐた水道敷設の件も漸次具體化して確たる成案を得て起工に著手し、大正五年八月に工事の竣成を告げたので、從來の應急策たる配達給水と相俟て一般に給水普及を圖つたが、到底人口激増よりする飲料水の所要水量を満たす事が出来なかつたので、更に該職工學校を基點として、當町第一小學校表門外に一時給水栓を設置して普及を計つたが、それにも拘らず尙も不足を告げるので更に大正九年九月に現在の當町役場水道課の南隅に、一時給水栓を設置し、合計給水栓三栓で配達供給と引水供給とで大正十一年九月頃迄繼續して供給したのである。

前述の配達給水の方法に付ては、確實な記録が乏しいので、詳細を知ることが得ないが大略は左の通りである。

配達給水の當初には擔荷一荷が貳錢であつたが、物價の騰貴すると共に漸次參錢四錢と賃金を引上げ、最高五錢迄値上げて終りを告げたのである。そして大阪市から供給を受けた水量壹石に付壹錢貳厘であつて、此期間の配達給水量は七千九百四拾七石であつた。

#### 水道敷設に關する事項

當町が著しく發展して殆んど耕地を見ざる迄に家屋が櫛比し、人口稠密になつて來たので、防火設備は當然焦眉の急務であるのと、飲料水の公衆衛生保健上の緊要と相俟て是非共水道敷設斷行を期したのであるが、殊に大正四年は御大典御舉行に際したので其紀念事業として水道敷設の計畫を樹て、配水の普及を計る爲め、差當り之が經費壹萬六千圓を計上し、案を具して大正四年六月十二日の町會に提出したのであるが、出席議員多數の意向は如斯重大事業は一朝一夕に決定する事は不可能であるから、本件は充分調査を遂げ慎重審議する必要ありとし暫く延期すべしとの事にて已むを得ず延期したのであつた。

其後再調査をして同年八月二十三日再び本件を町會に提出したのであるが、出席議員少數であつたのと、尙ほ慎重審議の要あるものとして、該案を保留して置いたのである、越えて同月二十八日になつて三度町會に提出し、漸く原案通り可決確定したのであると同時に、鐵管業者より鐵管賃借の件をも合せて可決し、之を内務省に稟請し大正五年二月十九日付でその認可を得たのである。

本工事は大正五年三月二十五日に着手し、同年五月十七日に竣工し、同年八月十七日に給水の開始を見た。

大正九年十一月十三日付を以て水道擴張の件を稟請したのに對し同年十二月二十五日付で内務大臣から認可を得、即ち大正九年十二月十五日に大阪市と交渉して水道設備増設の件の承認を經た。

大正五年八月十七日始めて給水を開始した箇所は左の通りである。

大阪市南區水崎町で大阪市既設配水管から六吋管を分岐して同町を經て紀州街道を南下し曳舟停留所南で二線に分れ、一線は四吋管となつて南下し終に三吋半管となり、一線は五吋管となつて西勝間街道に入り終に三吋半管となるものであつて、此幹線からは四吋及三吋半管を分岐して、要所には制水弁を設けて緩急に應ずるやうにし、且四十八個の防水栓を設置して防火に遺憾なきを期した。

- 此工費精算額 五六、一九二圓八三錢
- 第二回擴張費精算額 一四七、六五四圓六五錢
- 經費總額 貳拾萬參千八百四拾七圓四拾八錢
- 敷設延長 壹萬六千百貳拾間

水道擴張費に充當する爲めに、大正九年九月十八日付で起債の件を稟請したのに對し大正十年二月二十八日付で内務大藏兩大臣から許可を得た。

起債額 金四萬五千圓

内譯

金貳萬貳千五百圓 (利子日歩) 償還額

金貳萬貳千五百圓 (利子年) (五分九厘)

大正十年六月三十日株式會社百三十銀行から借入れ同十二年十二月三十一日限り償還した。

大正十年三月三十一日日本勸業銀行から借入大正十三年度末迄に七千四百七拾圓七拾壹錢を償還した殘金壹萬五千貳拾九圓貳拾九錢あるが此殘金は大正十九年度迄六ヶ年間に償還の豫定である。

大正十三年末日現在の給水戸數は貳萬八千八十四戸で同給水人口は六萬三百二十四人である。尙大正七年以來同十二年迄の水管延長、給水栓種別、給水戸數、給水量等を統計を以て示すと左の通りである、又以て其發達の激甚な事實を證するに足るであらう。

區	分	年					
		次十二年	十一年	十年	九年	八年	七年
八	時管	1,113	1,052	1,052			
		間					

給水量	給水戸數		給水種類別				延長管					
	計	専 用	計	學 校 及 病 院 用	共 用 檢 査	營 業 用	家 事 用	計	3 2 時	四 時	五 時	六 時
六、五七四、六六六	一、二四九一	七、六四〇	五、八三六	一〇	九五五	四八〇	四、三九一	一四、五一四	九、五一〇	一、六三三	九四八	一、一九三
四七三、七六六	七、九六〇	四、二四〇	四、二五〇	五	五三〇	一〇〇	三、六一五	一三、五八七	九、四八四	一、六〇八	四一五	一、〇二八
二、七〇七、五九六	四、九七一	三、一八四	二、〇八五	五	三九八	一〇〇	一、六八三	一三、五八七	九、四八四	一、六〇八	四一五	一、〇二八
一、四八〇、〇八八	三、一九〇	二、六七二	八四七	四	三三四	一〇〇	四一三	八、八八二	六、六三〇	一、二二一	四一五	六六六
一、三六六、〇〇七	二、二四六	一、九六〇	五六一	四	二四五	八一	二三一	六、三九八	四、七七五	八三六	四一五	三七二
一、三三三、四四三	一、七二九	一、四四八	四六二	三	一八一	六八	二一〇	六、三九八	四、七七五	八三六	四一五	三七二

二一〇

今宮公民病院

橋通五丁目に本造二階建の立派な建物が見えるのがおぼろである。東宮殿下御成婚記念事業の

一として町會の撰擇決議を經、之れを町營となすべく逓信省より低利資金五萬圓を借入れ大正十三年十二月中旬起工、十四年三月末竣工開院した、建築工事に要した工事費は三萬三千三百五十圓であつた、其の内容は左の如くである。

一、敷地坪數 四八〇坪

大阪市西區道頓堀通四丁目八番地

地主 布井良太郎

但し借入地 東西北三十四間 南北三十間 七二〇坪中公設市場敷に二四〇坪を充つ

一、新築建物

内譯

本館二階建 桁行十四間と兩側桁行二間及玄關とより成る。此坪數八二坪七五 壹棟

階下室割 事務室、醫員室、研究検査室、レントゲン室、藥局、待合室、外科診察室、手術室、内科診察室 婦人科診察室 下足場

階上室割 一人病室一、六人病室三、五人病室一 一人病室二、看護婦室一

平家病室 桁行五間 梁行三間 此坪數七五坪 壹棟

室割 一人病室四

附屬廊下 三坪七五

- 附屬家 桁行十三間 半梁行三間 三七坪五
- 室割 臺所、小使室、看護婦室、炊事場、浴場各別
- 附屬建物 桁行二間 梁行一間 二坪
- 行旅病舎 桁行七間 梁行三間 二二坪
- 倉庫 桁行四間 梁行一間半 六坪
- 前面煉瓦塀大小門付 十八間三分
- 其他木棚 九十一間

歐洲大戰以來、社會の状態一變して、富める者は益々榮え、貧しき者は益々窮する事となり、之れが爲めに國民の生活問題が非常に重大となり、延いて疾病治療の任に當る醫師に於いても亦徒らに仁術の美名に拘泥して際限なき治療を事とする譯に行かなくなつた。又患者側に於いても、少しく氣慨ある者は甘んじて治療を受くるを潔しとせず、而も醫師會の定むる報酬規定通りの治療費を支拂ふことも出來ず、結局適當なる治療を受けることが出來ないで不幸の轉歸を見るものが少くない。此等の中産以下の階級に對しては、何とか特別の方法施設を以て進歩せる近代科學の恩恵に浴せしめたいと云ふ高尚な人道に立脚した議が町の識者間に起り、其れには徒らに實費診療の名に酔ふて無責任な安價治療をなし、開業醫の立場を故らに苦しめるや

うな危険のないやう、一般開業醫側とも密接な聯絡を保つ事とし、一は中産以下の者を保護する意味に於て、他は行旅病人を收容する目的を以て、前述の如く低利資金を借入れ地を上記の處に相して建築に着手したのである。

斯かる趣旨によりて建設せられた病院であるから、規模は宏大でないが、設備は随分能く行届いて、レントゲンのみならず太陽燈をも装置し、入院料も左の如く低廉に定められた。

入院料

- 一室専用 一日 金貳圓五拾錢
- 雜居室 金壹圓八拾錢

但し賄付

入院及外來患者は開業醫の紹介に依る事としたから夫の各所に開設せる公民病院の通弊として開業醫に向つて挑戦する如き不穩な態度は絶對になく、又開業醫側は此の病院を深く信頼して自己の患者を随時入院せしめ、以て新式設備の下に幸福な治療を受けしめると云ふ風に病院と一般開業醫との關係が至極圓滑密接な状態に在ることは、蓋し本病院の他に誇るべき一大特色である。

斯くの如くして開設された此の特種病院は、町の市域編入と共に當然市營として持續せらる

べき筈であり、又元今宮町の人々も斯く期待してゐたものであるが、市理事者は隣村元天王寺村の蜜柑山に壹百五拾萬圓の巨資を投じて建設した市民病院との對立關係上、其の經營方針を異にする此の病院を市營として事業を繼承することを好まず、寧ろ廢止せんとする傾向を示したので、町の當事者は市と協議の上、富井湛治、岩崎彌一郎、貞本義保の三氏名義を以て町より病院を借入れ、其れを大阪市が承認して編入後右三氏に貸付けることの形式を取り、其の儘事業を繼續して居るが、今後果して如何に成り行くものか、どうやら町民の希望は裏切られさうであるのは遺憾此上もない。

院長の富井湛治氏は京都帝國大學出身の醫學博士である。

因みに前記の病室(現在)を類別すれば左の如くである。

- 一、病室 十三室
- 内一人専用室 八室
- 雜居室 五室
- 一、病牀 三十八箇

## 屠場

今宮町營事業中で、屠場は大きな異彩を放つものである。蓋し一は大都市たる大阪市及び其の附近の住民に對して新鮮にして且つ衛生的な食用肉を供給すると共に、他面町の經濟に多くの利益を與へたからである。何處の町村經營事業でも大概收支相償はない不經濟の事業であるが、今宮町營の屠場のみは、町に取りて大なる財源であつた。

### 沿革

從來の屠場に就ては文書の徵すべきなく、從て其設置の年月日を詳にするに由ないが、今迄距る二十有餘年以前、現在屠場の南岸長橋通九丁目七百二十六番、七百二十七番、七百二十八番地に個人の營利事業としての大坂屠場株式會社といふのがあつて(今の市立塵芥焼却所の敷地の一部は其當時の屠場の解體牛馬の糞の捨場である)市内及其附近營業者から依頼を受け、獸畜の屠殺解體を營んで來たが、偶々明治三十九年四月法律第三十二號を以て屠場法の發布あり、同年七月一日より施行することとなり、其第十七條に依り、本法施行の際現に存する屠場は、本法施行後三ケ年間は本法の許可を受けたるものと看做すが、期間満了後は更に本法に依り許可を受けねば屠場の業務を營み能はぬこととなつた。さうして屠場法の精神は、屠場は一

郡市一ヶ所、其設立は市町村をして經營せしむるの方針であつたから機敏な今宮村長渡邊麻次郎は、公衆衛生の改善と共に、村資の充實を計るため屠場村營の計畫を立て、明治二十九年七月十三日の村會に之れを附議し、滿場一致の議決を経て、同年九月五日渡邊村長より村營許可の件を府知事に出願したので、府廳では詮議の上設計の變更を命じ、後任村長勝田横太郎氏から設計更正方を上申し、四十三年四月十三日許可の指令に接した。

然るに屠場會社の營業期限が、同年六月三十日を以て滿了する事となつてゐたので、火急に工事を施し、六月以後村の事業として經營するに至つたが、府から左記建物使用検査證の下附を得たのは、八月三十日である。而して村營屠場開場式は同年十二月二十一日南地明月樓で舉行された。其時の設備要概は敷地八百坪で建造物總建坪二百十五坪一合、此内(1)屠室四十五坪壹棟。(2)牛馬屠室貳拾七坪。(3)病畜屠室六坪。(4)犢豚羊屠室七坪五合。(5)釜場四坪五合(以上四室合せ壹棟)。(6)屠肉取扱室三十三坪壹棟。(7)内臓取扱室二十四坪壹棟。(8)自屠室至内臓取扱室廊下六坪。(9)警官検査官檢菌室十四坪六合(合壹棟)。(10)全體秤量所六坪壹棟。(11)付屬廊下二坪(壹棟)。(12)隔離消毒室六坪(合壹棟)。(13)牛馬擊留所二十九坪二合壹棟。(14)屠畜營業者控所四坪壹棟。(15)車置場十一坪二合五勺壹棟。(16)事務室十坪壹棟。(17)宿直室小使屠夫室十七坪五合五勺壹棟。(18)内臓車置場三坪壹棟。(19)便所一坪五合參ヶ所。(20)牛馬糞置場六坪壹ヶ所。

設立費

此の屠場設立に要した費用總額は壹萬九千九百九拾貳圓八拾錢で、内四千九百圓を一時浪速銀行から借入れ、四十四年二月と五月の兩度に償還し、參千圓は積立に係る基本財産の一時流用をしたが、之れも四十四年六月に消却其の他は一般歳入を以て支辨した。

建築工事

工事の設計は囑託技士中村恒吉と委員の手とで審査の上尙神戸及京都等の既設屠場を參酌して成案を得、之れを出願して許可の後請負入札に付したが、豫算價格に超過したので、最低入札者と隨意契約により金壹萬貳千貳百圓で請負はしめ四十二年四月二十七日契約締結、五月一日着手六月二十日竣工の條件を附した、實際の竣工は六月二十七日で、直ちに府知事に届出を爲し、七月一日には事業を開始したのである。

續て大正四年十二月廿七日(1)屠場事務所十四坪五合壹棟。(2)同附屬便所五合壹棟。(3)仲買人控所十坪壹棟。(4)表門壹ヶ所。(5)外柵三十八間八分増築の許可を得た。

後又大正七年十月二十九日重ねて左の如く増設の許可を受け、以て今日に至つた、現在の今宮町營屠場が即ち是れである。

豚、犢、羊屠室を十三坪三合に、内臓検印室を六坪に、車洗場を三十坪五合に何れも増築擴張、廊下九坪、屠室窓明二ヶ所。

使用料と屠殺料

今宮村營屠場に於て大阪府知事の認可を受けたる使用料及屠殺料は左の如くである。

屠場使用料

牛、馬 壹頭に付金貳圓

豚、犢、羊 壹頭に付金壹圓

屠殺料

牛、馬 壹頭に付金五拾錢

豚、犢、羊 壹頭に付金貳拾五錢

若し之を村營開始當時に遡れば、料金についても左の如き變遷があつたのである。

明治四十三年八月二十九日許可

牛馬羊豚各壹頭に付

屠殺を含むもの

屠場使用のみのもの

金參圓貳拾五錢以内

金貳圓貳拾五錢以内

同四十四年二月二十二日更正許可

屠殺を含むもの

成牛馬一頭に付

犢羊豚一頭に付

場使用のみのもの

成牛馬一頭に付

犢羊豚一頭に付

金貳圓五拾錢以内

金貳圓以内

金壹圓五拾錢以内

金壹圓以内

屠殺の制限

當初は屠殺頭數に何等の制限もなかつたが、村營屠場開設早々、突如府令により一日の最高屠殺數を定めて許可を受けねばならぬ事となり、初め村會で七十頭と定めて出願したところ、頭數多過ぎるからと云つて許可しない、そこで之れを牛馬五十頭、羊豚犢八頭に減少したが其れでも尙許可なく、遂に牛馬二十頭羊豚犢八頭を限りに許可されたのである。

當時斯の如く制限を附せられたが時運の趨勢は屠肉の需要頓に増大し、到底從來の制限屠殺頭數にては自然需要供給の平均が得られぬので、當時今宮屠場に専屬的に出入する營業者中に往々屠殺頭數に關し爭論を惹起し其都度場主は之れが調停に關し尠なからざる苦心を要し、此



の間多少の困難ありしも、現今に至りては一日の屠殺最高限度を牛馬四十頭、羊豚犢四十六頭の許可を受け實行し來つた。それですら尙當業者を満足せしむること能はざるの現況である。

屠場事業の收支

村營屠場事業開始當初に於ける收支は左の如くである。

明治四十三年度

收 入

一金壹萬四千七百拾六圓

使用料

一金五百四拾八圓貳拾四錢

血液賣拂代

計金壹萬五千貳百六拾四圓貳拾四錢

支 出

一金百參拾參圓六錢

給料

一金壹千參百貳拾貳圓拾五錢

雜給

一金壹千九百貳拾圓貳拾五錢參厘

備品消耗品其他需用費

一金參拾七圓八拾九錢

計金參千四百拾參圓參拾五錢參厘

右收支を差引して得る所の利益は壹萬壹千八百五拾圓八十八錢七厘である。明治四十三年と云へば今より二十五年前の事である、その時に壹萬千八百餘圓の利益を擧げた屠場事業は、實に今宮村の大なる財源であつた。従つて村の財政と此の屠場との關係は甚だ深甚であることが一見して明瞭である。

右は設立當時の事であるが、最近の財政状態を擧げれば

大正十一年度 收入 三七、五〇九・六〇

支出 一二、〇二一・九七

差引純益 二五、四八六・六三

大正十三年度 收入 四〇、五七七・六〇

支出 一四、三九三・四〇

差引純益 二六、一八四・二〇

更らに其れより四五年遡つて見ると

大正六年 純益 一三、〇五一・五二

同 九年 同上 二四、二七八・四一

兎に角、町營事業としては永年好成績を續けたのである。

牛魂塚

二二二

牛魂塚は大阪四天王寺境内東門を距る西へ二丁の北側に在る屠畜業者等互に醵金して自己が屠殺したる畜類の靈魂を吊はんが爲めに今を距る數年前數萬圓を投じて築造したる美麗なる塚石である、毎年春秋二回此の塚庭に祭壇を作り大阪四天王寺の管長以下多數の僧侶を招き盛大なる施餓鬼を施行するを例として居る。尤も此の牛魂塚築造前にも屠場内で春秋二回、町よりも相當の弔魂費を交付して施餓鬼を施行しつゝあつた。(口繪寫眞参照)

組合傳染病院

津守村小雛島にあり、今宮町、玉出町、粉濱村、津守村の四箇町村の組合經營に係り、資金六萬壹千圓を投じて大正九年二月起工、同年六月五日落成したものである、西成郡の南部四箇町村に於ける傳染病患者は、其れ迄は玉出町字岸山に設置せる組合病院に收容したものであるが病舎建築が舊式で、設備不整頓なため、關係町村間に改築の議が起り遂に前記の處に新築移轉した次第で此の種の町村設備としては理想に近いものである。さうして勿論經濟は四箇町村協同分擔であるが、管理は専らこれを玉出町長に一任してゐたのである。

病室は五十室で、一人一室と定められてゐるから結局同院の收容方は五十人である。院長は醫學士資格の人を擧げてゐる。

本病院は西成郡の南部四箇町村が本年四月一日市域に編入せられた結果、事業を休止して豫備病院とした。それは大阪市に於ける傳染病院としては市立桃山病院が存在し、設備の整頓と收容力の大とは大都市の病院として最も完全なものであるから、編入地域に發生した傳染病患者は、悉く之れを桃山病院に送り、同病院の收容力は今日尙綽々として餘裕があるから、今差當り此の組合傳染病院の作業の切要を感じないと云ふ理由に基くものである。

汚物の處理方法

(一) 法 規

大正四年四月二十七日、大阪府令第六十九號を以て、明治三十三年三月法律第三十一號汚物掃除法及同施行命令を今宮村に準用すべき旨公布せらるゝと同時に、同府令第七十一號を以て掃除監視吏員設置の件をも公布せられたが大正十年迄は掃除監視一名をして殆んど形式的に掃除の監視を爲さしめたのみであつた。次で大正十一年に於て、監視二名に増員し大正十二年に至り監視三名に増員して今日に至つたのである。

(二) 塵芥の處理

二二三

今宮町は舊來農村であるから、民家に比し耕地多く主として葱、胡蘿蔔其他の野菜を栽培するを以て、夙に世間に其名を知られてゐる、故に日々各戸より排出する處の塵芥は、農家の肥料に供給して尙ほ不足を訴ふるの感があつたが、時運の趨勢は駸々として進み、人口の増殖は歳月を逐ふに従て激甚を加へ、遂に其停止する處を知らず、又道路の擴張に伴ふに電路線の延長其他大小交通整理の影響は延びて市内の住宅に多大の不足を來せし結果、勢ひ市外に住宅を求めざるべからざるの必要を生じ、爲めに資本家は其急に應ぜんとし相競ふて住宅を經營するが故に耕地は日に月に減少し、空地は相踵で邸宅となる等、面目一變せし爲め、農家は肥料として塵芥の供給を仰ぐの必要なきに至り従つて忽ち塵芥を處理するの困難に陥つたのである。

茲に於て町有土地に百八十餘坪の地に堆積させる方法を取つたが日々蒐集し來る約千貫以上の塵芥は乍ちにして山を築き、此れ以上策の施すべきなきを以て、窮餘の一策として不完全ながら小規模の煉瓦積焼却爐を築造し、日々貳百貫内外の塵芥を焼却して僅に焦眉の急を凌いで來た。併し限りある場所に限りなく堆積する塵芥を處理するの不可能なる固より明白なるにより町の當事者は遂に意を決して永久的塵芥焼却所を建設するの舉に出たのである、今試に大正十二年中に塵芥を搬出せる成績を擧ぐるときは、戸數壹萬六千九百九十三戸とし搬出せる塵芥量は實に一百六十四萬二千三百七十貫といふ驚く可き數に達したのであつた。

### (三) 塵芥焼却所

#### (イ) 特色ある設計

長橋通八丁目なる町の西北部即ち十三間川と長橋川と會合する附近に位して居る、此焼却場は大正十二年の初頃より計畫され、調査の結果愈々設立に決定し、十三年度の事業として眞本町長時代に着手したものである。それ故に三月末には竣工させる豫定であつたが、種々の事情のために遷延し大正十三年二月六日始めて起工に着手し五月末に竣工した。設計は東京市本所區向島須崎町の町井都市衛生施設研究所長農學士町井正路氏の手になり、英國デストラクター式に町井氏獨特の考案を加へたパテントで、工事費に九萬圓を費した。左右に六箇の火房を有し、一火房の焼却力が四百貫で、其れが一日三回作業を繰返すから、一日の焼却量が七千二百貫に達する譯である。十五馬力の發電機を有し、別に三十馬力の蒸氣機關を備へ、初めは電力を以て作業を開始し、中途より蒸氣力に移す事としてある。荷車で塵芥を火房の後方に運び、其處から火房へと塵芥を落し込むと、下から送られる熱風のため自然に焼かれる事となる。焼かれて残つた灰は取出されて、之れを粉碎機にかけて粉末となす設備がある。若し之れを道路の修繕等に充てるならば極めて良好な材料となるのである。高さ八十尺の煙突は中央部に聳立し、總ての設備が斬新で且斯かる大規模の塵芥焼却所が本邦に於ける最初の試みであることは

實に町志に特筆するに値ひする。

因みに當町に於ける清潔法及び日常の塵埃處理の状態を統計に示せば左の如くである。

大正十二年度中施設

清潔法	施行回数		施行戸數	日數	塵芥搬出延人員	總重量
	施行回数	施行戸數				
日常の塵芥處理	二六	二五	一六、九九三	一八	一、四二八	二八三、〇〇〇 <sup>貫</sup>
運搬車輛備付數	一	一六、四四二、三七〇 <sup>貫</sup>	平均一人一日	搬出の塵芥總量	一日平均搬出量	平均量は總量を行日を以て除す
						考

(ロ) 建設費及設備

建設費は大正十三年度に於て總建築費金九萬三千六百六十六圓で、金九萬圓を町債によつて支辨し、此内金壹萬四千圓を簡易保險地方貸付資金より借入れ、金七萬六千圓を銀行其他より借入、金三百六十六圓を雜收入とした。

- 一、位置 今宮町長橋通八丁目七百十九番地
- 一、設備の概要

- (イ) 焼却場上屋、鐵骨鐵板葺二階造壹棟八拾一坪三合三勺 (ロ) 事務室木造石綿盤葺平家壹棟六坪 (ハ) 便所木造石綿盤葺平家壹棟一坪五合 (ニ) 門壹箇所 (ホ) 塀(鐵骨鐵鋼張モルタル塗) 延長三十六間五分 (ヘ) 手摺(鐵管造) 延長十八間五步 (ト) 焼却爐六基。

附屬

- (一) コンバッション、チャンバー一式 (二) 送風裝置一式 (三) 熱風爐及加熱裝置一式 (四) 汽罐二臺 (五) 煙突一基 (六) 冷却裝置一式 (ハ) 方式選擇の事情

是れより先理事者は塵芥及尿尿の處理を同時に設備すべきは一舉兩得なりと苦心焦慮し、各地に於ける状態を精密調査したるに理想として最善の企畫であるが、經費其他の事情に依り之を實現することは到底不可であることを考察し、遂に塵芥の處理と尿尿の處分とは全然區別して之を建設すべきこととした。

茲に於て委員を設けて調査し、焼却爐は自然通風式を可とするや又は電動方に依る送風式とすべきやに付慎重研究を重ねたる結果、終に電動力に依る送風式を採用することとした。さうして本焼却所には汽罐二基を附設し塵芥を焼却した餘熱を利用して經費の許す程度に於て、他

日細民の爲めに無料浴場及無料洗濯所を開始すべき設備を有して居る。

塵芥と尿尿の處理に付ては各地自治團では皆頭腦を悩ましつゝ、計畫を具體化することを躊躇してゐるのであるに今宮町は財政裕かでもないのに事態急を要するものあるを以て他に卒先し衛生の見地より觀察し、尙社會的施設を加味した所の永久的塵芥焼却所を設立したのは實に全國に於ける嚆矢であつて、當さに今宮町の大なる誇とするに足るものである。

#### (四) 汚泥の處理

公設溝渠の浚深に依り排出する汚泥は塵芥と同じく處理の場所がない爲め、他日適當の貯溜池を設備する迄、個人の希望に依り、民有の低地に堆積せしめた。今試に大正十二年中に於ける成績を擧げるときは、浚深溝渠の延長一萬七千六百六十八間に對し、浚深せる汚泥量は實に七十四萬一千八百五十貫、疏通障害物引揚量は六萬一千百六十貫を超過した。之に徴するも汚泥の處理に如何に困難なるかを推知するに足るであらう。

### 傳 染 病

今宮町は地質濕潤にして地勢に勾配なく、又下水の構造不完全の爲め悪水停滯して疏通良しからず、加ふに上水道の普及せず多くは不良の井戸水を濾過して飲料に供する爲め、一般不衛生の土地と認められ、之れに加ふるに通稱釜ヶ崎(現今の東入船町、西入船町)と稱する木賃宿所在地帯を控へて日々各地より來る各種各様の細民は常に此の地域に輻輳し、之れ等の細民は自然に病毒を携帯して來るから所謂一種の病竈地たるを免がれないのである。左に其状態を記叙する。

#### (一) 虎 列 拉

明治三十八年今宮町に初發せし以來大正十三年に至る十八年間に於て、大阪市に發生したる其餘毒を受け、前後六回侵入を見たりしも、幸に甚しき猖獗を致さず、但し大正五年通稱釜ヶ崎、現今の東入船、西入船一帶の木賃宿に點々發生せる病毒は頗る猛烈にして流行の狀勢寒心に堪へざりしが當時隣接せる玉出町の開業醫貞本義保氏(西成郡醫師會會長)は衆民の生命を擁護するの意に於て、一片の義侠心より挺身私費を投じ所轄警察及木賃宿組合間と協力し、日々數班の注射班を組織し、身自から其班の一部に加はりて渾身の力を盡し、豫防注射を行ひしが、其効績空しからず遂に流行を招來せずして終熄を見たのであつた。茲に於て宿屋組合は此の義侠的美舉に酬ひんが爲め、懇篤なる感謝狀を贈呈して其徳を讃頌した。

自明治三十八年 虎列拉患者發生年表  
至大正十三年

年 別	發 原 地	患 者 數	全 治 數	死 亡 數
明治三十八年	楊子江流域 (門司より移入)	一	一	一
同 四十年	前年兵庫縣の餘 毒	四	一	四
同 四十三年	上 海	四	一	二
大 正 五年	支 那 沿 岸	六八	二八	四〇
同 八年	支 那、重慶、 臺灣	二	一	二
同 九年	臺灣	二三	一二	一一

備 考 年號の記載なきは發生なき年次也

(II) ペ ス ト

明治三十九年大阪市に發生の餘毒を受け、一名の患者を發生したが、爾來鼠族を買收して切に豫防警戒に怠らず、就中大正十一年末から大正十二年に渉る大阪市の發生の病況に鑑み、鼠族買收價の値上げをして捕鼠を奨励し又一方に於ては天下茶屋醫師團、萩の茶屋醫師團、衛生組合等の各團體と協力し屢々懸賞を以て鼠族の捕獲を奨励した結果成績甚だ良好で今日迄該病の侵入を見ないのである、蓋し豫防措置の効果と稱するも過當の言ではあるまい。

(III) 痘 瘡

明治四十一年初發四十五名ありし以來大正十三年に至る間に於て、五回の侵入を見、大正六年は比較的多數の患者があつたが幸に甚しき流行を見ずして終熄した。

年 別	患 者 數	全 治 數	死 亡 數
明治四十一年	四五	三五	一〇
大 正 六年	二八八	一八五	一〇三
大 正 八年	九四	六二	三二
大 正 九年	一〇八	六二	四六
大 正 十年	三	三	一
大 正 十二年	一一	八	四

自明治四十一年 至大正十三年 痘瘡患者發生年表

年次の記載なきは患者發生なき年である。

(四) 種 痘

明治四十二年四月法律第四十三號を以て種痘法を發布せられ、次で明治四十三年一月一日、り施行せられて以降の種痘成績表は左の如くである。

元來種痘の効果は少くも十年以上有効とされてゐたのであるのに、近年は五年の効果を保ち得ない場合とへある。各個人の注意を促しては居るが、未種痘人員の減少を見ないのは遺憾である。

自明治四十三年至大正十三年今宮町略年種痘成績表

二二二

年 度	期 別	公 種		私 種		未種痘員	備 考
		善感員	不善感員	善感員	不善感員		
明治四十三年	二 一	七 一	一 四	一 一	一 一		
明治四十四年	二 一	二 〇 四	一 二 八	一 九 三	二 一 三	四 五	
大正元年	二 一	一 八 九	二 〇 六	二 二 六	二 四 五		
大正二年	二 一	二 七 九	一 八 五	三 五 七	二 五 一		
大正三年	二 一	三 五 六	四 五	三 七 六	一 七 一		
大正四年	二 一	二 九 七	一 三	三 二 〇	二 二 六	三 三	

年 度	期 別	公 種		私 種		未種痘員	備 考
		善感員	不善感員	善感員	不善感員		
大正五年	二 一	六 六 八	八	七 四 七	一 〇 九 一	一 八 二	
大正六年	二 一	九 一 六	四 九	一 〇 二 八	七 一 一	五 二 一	
大正七年	二 一	一、〇一七	五 三	一、一四六	七 七 六	五 六 二	
大正八年	二 一	五 五 一	一	六 七 二	五 四 九	二 二 三	
大正九年	二 一	七 三 四	三 八	八 一 六	六 五 三	一 六 八	
大正十年	二 一	六 九 七	一 六	八 七 一	一、三二二	四 九 三	
大正十一年	二 一	九 三 七	九 一 八	二、〇六二	一、二二二	一、六九四	

二二二

總計	大正十二年		大正十三年	
	一	二	一	二
一、〇四九	一、〇四九	二	一、六五六	二
六二七	二五五	一、四七九	一、一七	一、九三九
三五五	二九	三、二七	一、七三	一、三三九
二、〇三一	一、七六三	二、一八二	一、九四六	一、二、八九九
一一二	八九	一七	四六〇	一〇、七一五
一一二	八九	二	八四六八	一〇、七九五
一、七七八	六二三	一七八	六、〇八九	一、〇九一
		一二		一七

(五) 爾餘の傳染病

明治三十八年より大正十三年に至る間に當町に發生せる傳染病は左表の如くである。

自明治三十八年  
至大正十三年 歷年爾餘の患者發生表

年別	赤痢		腸チフス		バラチフス		發疹チフス		猩紅熱		デフテリア		流行性腦膜炎	
	全治	死亡	全治	死亡	全治	死亡	全治	死亡	全治	死亡	全治	死亡	全治	死亡
明治三十八年														
同三十九年														
同四十年														
同四十一年														

年別	同四十二年	同四十三年	同四十四年	同四十五年	大正二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年
赤痢					一	一	三	六	七	三	四	六	七	八	七	六
腸チフス					一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
バラチフス																
發疹チフス																
猩紅熱																
デフテリア																
流行性腦膜炎																



家畜市場

明治四十四年一月十九日村會に於て野村彦太郎、渡邊麻次郎、濱田徳松、四ッ谷福松、茶珍恒次郎を臨時家畜市場設立調査委員に選舉し、同月十八日の村會に於て家畜市場を村費を以て設置することを決議又、續て三月三十一日付を以て市場開設願を大阪府知事に提出し、明治四十五年五月廿七日村會に於て市場敷地壹千五拾貳坪を買収すべき議を決し大正元年十一月二日付を以て向ふ三ヶ月以内に開設すべしとの條件付にて市場の設置を許可せられ其後天王寺村と組合規約を締結し共同處理することゝなつた。

組合規約摘要

第一條 西成郡今宮村及東成郡天王寺村は家畜市場設置に關する事務を共同處理する爲め町村組合を設く

第十三條 組合の費用は使用料手数料其他組合に屬する収入を以て支辨し尙ほ不足あるときは左の歩合に依り之を各村に分賦す

今宮村 六歩  
天王寺村 四歩

第十四條 各年度に於て歲計に剩餘あるときは左の歩合に依り之を各村に交付す

今宮村 六歩  
天王寺村 四歩

第十五條 組合各村の財産權歩合左の如し

今宮村 六歩  
天王寺村 四歩

右の如き經過に依り今宮村大字木津字松七百九十二番地の一に組合役場を置き經營して來たが、今は一個人の經營に屬して現に營業をして居る今宮町松通七丁目に現存する攝津畜産株式會社は即ち是れである。

治病的私設機關統計

(大正十二年度)

衛生

種類	病院	醫師	齒科醫	藥劑師	製藥業	賣藥業	産婆	看護婦	鍼灸	按摩	計
各一個に對する人口	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0

衛生組合

今宮町衛生組合は、大正三年十月廿七日西成郡指令第五八二號を以てその規約を認可せられ  
 たが未だ組合の機關を整頓して其權力を伸ぶるに至らず單に規約の認可を得たる儘にて荏苒歳  
 月を経過して來た。然るに時運は駭々として進み村制施行地たりし村は變じて町制施行地とな  
 り従て町の大勢は頓に發展し人口の増加率は頗ぶる急激となつた。此住民の増加は自然に衛生  
 状態の改善を促かし、茲に衛生組合を完成し其活動に待たねばならぬ必要を感じ組合機關完成  
 委員を設け精密調査の末、從來の規約は世運の大勢に副はないとし之れに大改正を加へ大正十  
 一年八月二十四日付を以て西成郡長に組合規約の認可を申請し同年九月七日付を以て認可を得  
 たのである。

今宮町衛生組合規約摘要

第三條 本組合ニ於テ舉行スヘキ事業左ノ如シ

- 一、組合内ニ於テ官公署ノ責任ニ屬セス個人ノ義務ニモ屬セサル衛生事項ハ總テ本組合  
 ニ於テ之ヲ施行スルコト但組合ノ責任ニ屬セサル事項ト雖モ之カ囑託ヲ受ケタル場合  
 ハ本組合ニ於テ之ヲ施行ス

此場合ニ於テ其費用ノ補助ヲ受ケ又ハ相當ノ料金ヲ收受ス

- 二、役員又ハ巡視員ヲシテ区域内ノ清潔状態ヲ視察シ第廿六條第三號ノ清潔法施行ノ狀  
 況ヲ巡視シテ之ヲ督勵スルコト

- 三、衛生講話會ヲ開催シ若クハ通俗衛生ノ印刷物ヲ發行シ其他適當ノ方法ヲ以テ衛生思  
 想ノ普及ヲ圖ルコト

- 四、種痘ノ有効ナルコトヲ説示スル方法ヲ講シ自發的ニ之ヲ施行シ未済者ナキヲ期スル  
 コト

- 五、必要ナル法令ノ發布并ニ改廢及官公署ノ命令通牒等ヲ組合員ニ周知セシムルコト

- 六、組合區域ノ内外ヲ問ハス交通頻繁ノ地ニ傳染病流行ノ兆アルトキハ直チニ其病類ニ  
 應スル豫防攝生上ノ注意事項ヲ組合員ニ通告スルコト

- 七、傳染病患死者又ハ其疑ハシキモノアルトキハ速ニ醫師ノ診斷ヲ受クル斡旋ヲナシ一  
 面當該吏員ニ其旨急報スルコト

- 八、傳染病發生時ト平時トニ拘ハラズ消毒方法清潔方法施行ノ際ハ當該吏員ノ要求ニ應  
 シ必要ナル援助ヲナスコト

- 九、衛生組合事務所ニハ石油乳劑、生石灰、石炭酸ノ類ヲ常備シ事務所ニ於テ使用スル

ノ外組合員ノ要求ニ依リ分與スルコト

十、醫學界ニ於テ公認セラレタル傳染病豫防注射ノ實行ニ對シテハ努メテ其普及ヲ圖ルコト

十一、組合内ニ移住シタル者アルヲ知リタルトキハ組合規約衛生宣傳書類其他必要ナル書類ヲ送付スルコト

十二、捕鼠器蠅取器其他昆蟲類驅除用品ノ共同購入ヲ斡旋スルコト

十三、其他組合規約ノ目的ヲ達スルニ必要ナル方法ヲ講シ組合規約ノ實行ヲ督勵スルコト

次で九月二十日正副組長及支部長を選舉シ又評議員會に於て組合費徵收規定と組合費賦課の等級を左の十八種とした。

- 一、一等金五圓以上
- 二、二等金四圓以上
- 三、三等金參圓五拾錢
- 四、四等金參圓
- 五、五等金貳圓五拾錢
- 六、六等金貳圓
- 七、七等金壹圓五拾錢
- 八、八等金壹圓
- 九、九等金七拾錢
- 十、十等金五拾錢
- 十一、十一等金四拾錢
- 十二、十二等金參拾五錢
- 十三、十三等金參拾錢
- 十四、十四等金貳拾五錢
- 十五、十五等金貳拾錢
- 十六、十六等金拾五錢
- 十七、十七等金拾錢
- 十八、十八等金五錢

斯くして準備着々進行して、將に實行期に入らうとする時、組合革新の趣旨を全町民に普く知らしむる爲め、同組長貞本義保及び副組長の名を以て宣傳書を配布し一般の覺醒を促したのて事業稍々其緒に就き、大正十二年三月二十一日より事業の一部たる下水浚渫の準備を爲して之を開始し、其後大阪市のペスト發生の狀況に鑑み危險地帯と認めらるゝ場所には捕鼠器を無料配付し又危險ならざる一般の組合員に對しては、捕鼠器の實費分配などとして捕鼠を獎勵し、其他種痘の獎勵に努め、又衛生講話兼幻燈會を開催して傳染病の豫防に努力した。

其後大正十二年十二月以降組長以下役員等の辭退するものありて、補缺選舉を行はんとせしめ、偶々組合規約を改正して二十五支部を併合して十四部となし組合を改善して活動するを得策とするの議起り遂に補缺選舉を行はず目下組合支部區域の變更指定を其筋に申請中である。

## 衛生宣傳

衛生宣傳は何れの町も其の時機に應じて行うて居る所であるが、今宮町に於て行つたのは一般行はれて居るチラシやピラ等在り來りの方法以外に、特色を示して居る。即ち其の一は「衛生の智識」と題するもの、他の一は「赤坊の育て方」と題する冊子である、其の内容は左の如し、

衛生の知識の内容

- 一、衛生とは何？
- 二、健康の状態如何
- 三、人間の命數
- 四、死亡統計と健康状態
- 五、貧富に依る死亡數の差
- 六、職業に依る死亡數の差
- 七、年齢別による死亡數
- 八、氣候に依る死亡數と疾病別に依る死亡數
- 九、各國民の死亡平均數
- 十、衛生事業の歴史
- 十一、結論 附記、驚くべき今宮町の死亡數

赤坊の育てかたの内容

- 一、分娩前の注意
  - 二、必要な三條件
  - 三、適當なる營養品
  - 四、母乳と牛乳
  - 五、近來流行の母乳代用品
  - 六、母乳を飲ませる回数
  - 七、授乳時間表
  - 八、母乳を吸はせる時間
  - 九、赤坊の大便
  - 十、赤坊の青便
  - 十一、乳兒脚氣
  - 十二、痙攣と腦膜炎の豫防
  - 十三、赤坊の泣く時
  - 十四、小兒牛乳榮養明細表
  - 十五、相當の保温
  - 十六、身體の清潔
- 「衛生の智識」は今宮衛生組合組長貞本義保氏の著述に係るもので組合の費用で出版し之れを組合員一般に配布し「赤坊の育てかた」は原田達三氏の著述である、それを貞本義保氏が町長在職時代毎日町民の生産届を町役場に提出する度毎に一冊宛贈呈した、此の贈呈は貞本氏の寄附に係るものである。町の當事者並に衛生事業負債者が、町の衛生改善に對し如何に苦心して居るか此の事實で明かである。

家畜傳染病

家畜傳染病豫防法を適用すべき範圍の家畜とは牛、馬、綿羊、山羊、豚、犬、鶏及鶩を稱し之れ等の畜類に發生した傳染病とは牛疫、炭疽、氣腫疽、鼻疽、假性皮疽、牛の傳染性肋膜炎、流行性鶩口疽、狂犬病、牛痘、豚虎列拉、豚疫、豚丹毒、牛の傳染性流産、馬綿羊山羊の疥癬、加奈陀馬痘及家禽虎列拉等で、之れ等傳染病の内從來今宮町管内に炭疽及狂犬病の如きは時々發見することがあつたが極めて僅少の員數で、特に本史に記録するの價値がない、それゆへ比較的病勢猖獗を極め其慘害の程度甚しかつた、牛疫及豚虎列拉の二病を記するに止めた。

(1) 牛 疫

明治四十一年に於ける牛疫發生の原因は、同年六月三十日山口縣下下ノ關を経て府下泉北郡湊村に輸入した朝鮮牛十八頭に依り之れが病毒を齎した。然るに該牛は何れも輸入當時何等異常を認めなかつた結果、各郡に移送せられ、後悉く牛疫の徴を發し終に病毒を廣く蔓延させたもので七月七日先づ東成郡に初發し、次で泉北外三郡及堺市に入り、漸く蔓延して今宮町に散在せる牛乳搾取場を襲ひ、病勢甚だ猖獗を極めたが豫防制壓に關しては (一)管外有毒地より移送し、又は當該有毒地を經過した牛、羊類並病毒傳播の虞ある物品の輸入を禁止す (二)

府下有毒地域に於ける牛、羊類の出入往來を禁止し、且つ有毒物品の搬出入を停止す（三）有毒地域に隣接し病毒傳播の虞ある注意区域内に於ては警察官署の承認を與へたるもの、外牛、羊類の出入を停止す（四）牛乳搾取場に於ける畜牛の搬出入は凡て警察官の承認を要せしめ又有毒地域に於ける畜牛に對し牛疫免疫血清を注射する等の確な豫防措置其効を奏し、九月十四日を以て全く終熄を告げた。今參考の爲め明治二十八年以降同四十一年に至る大阪府下に於ける牛疫の發生數を左に掲げる。

年 別	死	撲	殺	疑牛撲殺	計
自明治二十八年 至同四十一年	大阪府下牛疫發生數				
明治二十八年	一三		三九	二〇	七二
同二十九年	一〇〇		五六九	四九三	一、一六二
同三十年	二〇二		二、五一九	六一七	三、三三八
同三十七年	六		三五	八一	一二二
同四十一年	一三		六七	四五六	五三六

參照明治四十一年以降現今に至るも牛疫なし

(2) 豚虎列拉

豚虎列拉は從來本邦に其流行を見たことのない病毒で、大正十三年初春來滋賀、京都兩府縣

下に散發し、遂に大正十三年七月九日今宮町中開五丁目五〇〇地養豚場に初發し、頗ぶる勢力猖獗を極め、遂に附近の養豚場に蔓延し、日を追ひ倍々慘狀を逞ふせんとするので、之れが豫防制壓に就ては多大の努力をなせし結果、斃死二頭、罹病撲殺二百二十一頭にて漸く終熄を告げた。